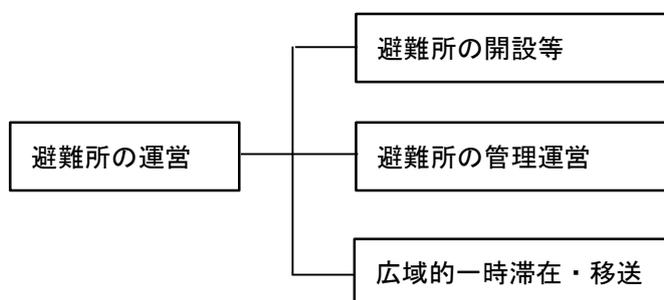


第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難所の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



第1 指定避難所の開設等

〔実施責任：長寿支援課，地域福祉課，健幸・協働のまちづくり課〕

1 指定避難所の開設

避難所の開設及び運営は、避難所対策班及び避難所収容班が行い、健康福祉対策部長は市職員の中から災害対策要員（避難所駐在員）を指名する。

機 関 名	内 容
市	(1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び指宿警察署、指宿消防署等関係機関に連絡する。 (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 (5) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

	<p>(6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県（保健福祉部）及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。</p> <p>(7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県（くらし保健福祉部）に調達を依頼する。</p> <p>(8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。</p>
県 (くらし保健福祉部)	市の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。

2 福祉避難所等の開設

県及び市の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	<p>(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。</p> <p>(2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び指宿警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p>
県 (危機管理防災局)	市の報告に基づき、福祉避難所の開設状況を把握するとともに、市へ必要な支援を行う。

3 地区別の指定避難所

校区	避難所	電 話	誘導責任者	誘導員	開設 順※ 1	駐在職員
柳田	指宿市役所	22-2111	柳田分団長	柳田分団員	○	市職員及び 担当分団員
	指宿老人福祉センター	22-5543	柳田分団長	柳田分団員	○	
	柳田校区公民館	24-4166	柳田分団長	柳田分団員	○	
	指宿保健センター	22-2111	柳田分団長	柳田分団員	△	
	柳田小学校	22-3471	柳田分団長	柳田分団員	△	
	指宿高等学校	22-3535	柳田分団長	柳田分団員	△	
	南指宿中学校	22-2911	旭・柳田分団長	旭・柳田分団員	△	
	玉利公民館		柳田分団長	柳田分団員	□	
丹波	丹波校区公民館	22-5889	大和・丹波分団長	大和・丹波分団員	○	市職員及び 担当分団員
	丹波小学校	22-3011	大和・丹波・旭分団長	大和・丹波・旭分団員	△	
	COCCOはしむれ	23-5100	大和分団長	大和分団員	△	
	指宿図書館	23-2827	旭・大和分団長	旭・大和分団員	△	
	砂むし会館 砂楽	23-3900	大和分団長	大和分団員	△	
	ビクターセンター	22-3252	丹波分団長	丹波分団員	△	
	丈六生活改善センター		旭・大和分団長	旭・大和分団員	□	
	栲臼ホール中小路		旭分団長	旭分団員	□	
大牟礼地区公民館		旭分団長	丹波分団員	□		
魚見	魚見校区公民館	22-5957	魚見分団長	魚見分団員	○	市職員及び 担当分団員
	ふれあいプラザなのはな館	23-1003	魚見分団長	魚見分団員	△	
	指宿総合体育館	22-3511	魚見分団長	魚見分団員	△	
	魚見小学校	22-3449	魚見分団長	魚見分団員	△	
	下吹越集会施設		魚見分団長	魚見分団員	□	
指宿	指宿校区公民館	25-4858	指宿分団長	指宿分団員	○	市職員及び 担当分団員
	北指宿中学校	25-3431	指宿分団長	指宿分団員	△	
	指宿小学校	25-2003	指宿分団長	指宿分団員	△	
	田之畑公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
	垂門公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
	宮之前公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
	久保公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
今和泉	今和泉校区公民館	25-4859	岩本・小牧分団長	岩本・小牧分団員	○	市職員及び 担当分団員
	岩本漁村センター	25-2205	岩本分団長	岩本分団員	△	
	西指宿中学校	25-2001	新西方分団長	新西方分団員	△	
	今和泉小学校	25-2002	岩本・小牧分団長	岩本・小牧分団員	△	
	指宿商業高等学校	25-2204	岩本・小牧分団長	岩本・小牧分団員	△	
	小牧営農研修センター		小牧分団長	小牧分団員	□	
	細田西公民館		新西方分団長	新西方分団員	□	
池田	池田校区公民館	26-2824	池田分団長	池田分団員	○	市職員及び 担当分団員
	池田小学校	26-2003	池田分団長	池田分団員	△	
	下門公民館		池田分団長	池田分団員	□	
	中浜公民館		池田分団長	池田分団員	□	

校区	避難所	電 話	誘導責任者	誘導員	開設 順※ 1	駐在職員
山 川	山川文化ホール	35-2766	町区分団長	町区分団員	○	市職員及び 担当分団員
	成川区民センター	34-0211	成川分団長	成川分団員	○	
	小川区集落センター	35-2961	小川分団長	小川分団員	○	
	徳光公民館	35-0811	徳光分団長	徳光分団員	○	
	利永集落センター	35-9812	利永分団長	利永分団員	○	
	旧山川小学校		福元分団長	福元分団員	△	
	山川老人福祉センター	35-2260	福元分団長	福元分団員	△	
	山川中学校	34-2131	成川分団長	成川分団員	△	
	山川小学校	34-0509	成川分団長	成川分団員	△	
	山川高等学校	34-0141	成川分団長	成川分団員	△	
	山川勤労者体育センター	34-0101	成川分団長	成川分団員	△	
	山川図書館	35-3300	成川分団長	成川分団員	△	
	山川武道館		成川分団長	成川分団員	△	
	J Aいぶすき小川購買店舗	34-0505	小川分団長	小川分団員	△	
	J Aいぶすき中央配送センター	35-2160	大山分団長	大山分団員	△	
	旧徳光小学校		徳光分団長	徳光分団員	△	
	旧利永小学校		利永分団長	利永分団員	△	
	福元公民館	34-1396	福元分団長	福元分団員	□	
	町区公民館	35-2990	町区分団長	町区分団員	□	
	鰻地区避難施設	34-1046	成川分団長	成川分団員	□	
大山集落センター	34-0535	大山分団長	大山分団員	□		
浜児ケ水集落センター		浜児ケ水分団長	浜児ケ水分団員	□		
尾下公民館		利永分団長	利永分団員	□		
開 聞	開聞コミュニティ消防センター	32-3111	十町東部分団長	十町東部分団員	○	市職員及び 担当分団員
	市役所開聞支所	32-3111	十町東部分団長	十町東部分団員	○	
	開聞総合体育館	32-3113	十町東部分団長	十町東部分団員	△	
	開聞小学校	32-2010	十町東部分団長	十町東部分団員	△	
	開聞中学校	32-2019	十町東部分団長	十町東部分団員	△	
	脇浦公民館		十町西部分団長	十町西部分団員	□	
	十町西部地区農村研修センター		十町西部分団長	十町西部分団員	□	
	物袋青少年研修センター		十町西部分団長	十町西部分団員	□	
	開聞児童館	32-2144	仙田分団長	仙田分団員	□	
	下吉公民館		仙田分団長	仙田分団員	□	
	下仙田地区農村研修センター		仙田分団長	仙田分団員	□	
	上野地区営農研修館		上野分団長	上野分団員	□	
川 尻	川尻ふれあい交流館	32-2059	川尻分団長	川尻分団員	○	市職員及び 担当分団員
	川尻小学校	32-2058	川尻分団長	川尻分団員	△	

※ 1

○…台風・大雨を起因とする災害時に優先的に開設する第一開設避難所

△…大規模な災害や第一開設避難所のみでは、避難者を収容できない場合などに開設する第二開設避難所

□…台風・大雨のほか，地震等の突発的な災害時に市が避難所を開設するまでの間，自主防災組織等により開設可能な避難所

第2 避難所の管理運営

〔実施責任：健幸・協働のまちづくり課，長寿支援課，地域福祉課〕

1 避難所の管理運営

県及び市の対応は，次のとおりである。

なお，県及び市は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努める。

機 関 名	内 容
市	<p>(1) 市の避難所の受入れについては，可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し，自主防災組織等と連携して班を編成の上，受け入れる。その際，それぞれの避難所に收容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，県への報告を行う。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について市に提供する。</p> <p>(2) 避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等について，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに，必要に応じて防災関係機関，NPO法人やボランティア等の外部支援者等の協力を得て，適切な運営管理に努める。</p> <p>(3) 避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう，その立ち上げを支援する。</p> <p>(4) 避難所に避難した被災者に対し，正確かつ迅速な情報提供を行うため，テレビ・ラジオ等の設置，臨時広報誌の発行，インターネット，ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(7) 多様な主体と連携し，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>

	<p>(8) 障害のある方，慢性疾患等の個人的な事情を抱えた方，乳幼児，性的少数者等に可能な限り配慮し，性別や年齢等にとらわれない多様な視点に基づく避難所運営に努める。</p> <p>(9) 様々な性自認や性的思考があることを踏まえ，本人の性的自認等が他人に暴露することがないように配慮し，男女のみの性を前提としない多様な視点に基づく避難所運営に努める。</p> <p>(10) 災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に，ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては，ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し，宿泊施設の提供を行う。</p> <p>(11) 被災地において，感染症の発生・拡大が見られる場合は，防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(12) 市は，指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて，住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p>
教育委員会	<p>(1) 学校は，避難所の管理運営について，協力，援助を行う。</p> <p>(2) 避難所に指定されている学校の校長は，市職員との役割分担について協議し，教職員の役割分担，初動体制を確立する。</p>
県 (危機管理防災局)	<p>避難所の管理運営状況について把握し，応援要請を受けた場合は，開設者と連携をとり支援する。</p>

第3 広域一時滞在・移送

〔実施責任：危機管理課〕

1 広域一時滞在・移送

関係機関の対応は、次のとおりである。

なお、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞
在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結な
ど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

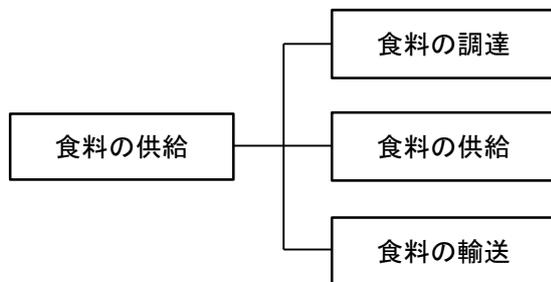
機 関 名	内 容
市	<p>(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(2) 広域一時滞滞在を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p> <p>(3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞滞在について助言を行う。</p> <p>(4) 被災者の移送方法については、危機管理局危機管理防災課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</p>
国	<p>(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞滞在のための協議を行う。</p>

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

〔実施責任：市民課，農政課，地域振興課〕

1 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者の手持米，政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者から現金で米穀を買い取り、調達する。

ア 県内米穀取扱事業者の供給可能数量

令和2年9月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	64.9 精米トン

注) 数量：県内協力米穀取扱事業者分合計値（供給可能量／1日，供給日数及び時点で変動）

イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、知事に報告し、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

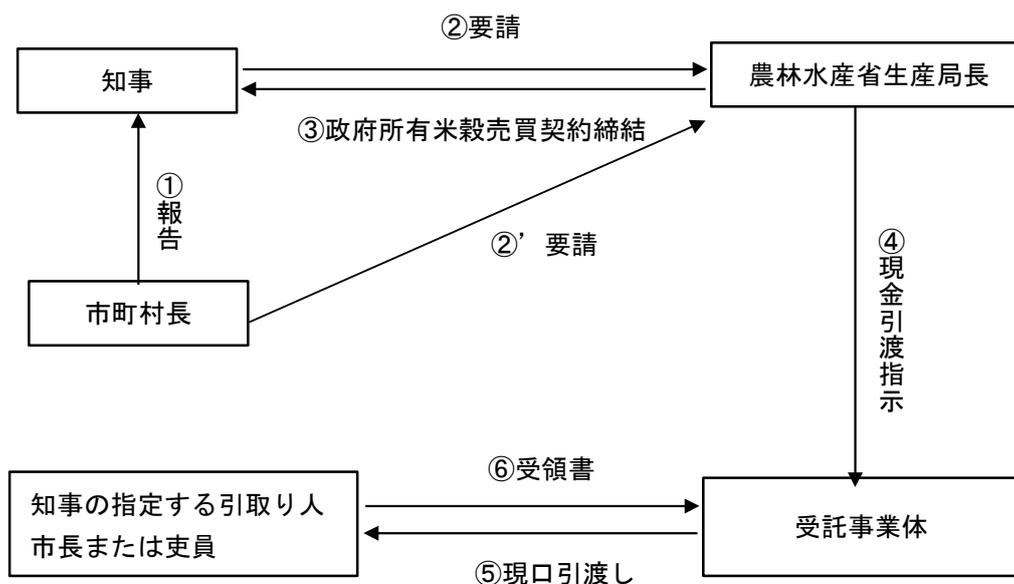
知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

なお、市長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡申請書」（別紙２）に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市長が直接、農林水産省政策統括官に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省政策統括官付貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

【政府所有米穀の調達系統】



2 その他の食品の調達

県は、被害の状況から判断して必要と認めるときは、以下の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行い当該市町村に供給する。

品名	調達先等
粉ミルク、即席めん、飲料水、パン、弁当、おにぎり、缶詰、レトルト食品	県の「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」等の流通備蓄協定締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

- ・その他必要があると認められる食料等があれば調達を行う。
- ・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

- ・市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 食料の調達の要請

県は、供給すべき食料が不足し、調達する必要があるときは、関係省庁等に対し、食料の調達を要請する。

第2 食料の供給

〔実施責任：長寿支援課，地域福祉課，市民福祉課〕

1 市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

機 関 名	内 容
市	<p>(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。</p> <p>(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。</p> <p>(3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。</p> <p>(4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。</p> <p>(5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。</p> <p>(6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。</p>
県	<p>市の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市へ支援を行う。</p>

2 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準	
米 穀	被 災 者	1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受給者	1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300グラム以内

乾パン	1食当たり	1包（100グラム入り）
食パン	1食当たり	185グラム以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200グラム以内

3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

第3 食料の輸送

〔実施責任：市民課，地域振興課，危機管理課〕

1 市及び県による輸送

- (1) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。
- (2) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について市長に引取を指示することができる。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

（第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照）

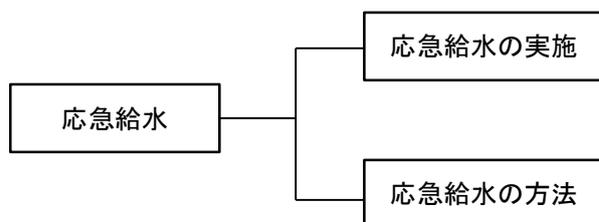
4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、市は、あらかじめ定めた食料の市集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。また、知事が必要を認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

〔実施責任：環境政策課，水道課〕

1 被災者等への応急給水の実施

機 関 名	内 容
市 水道事業者	(1) 市は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設等の状況 ウ 断水区域及び断水人口の状況 エ 原水，浄水等の水質の状況 (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水，拠点給水，仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。 (3) 給水場所，給水方法，給水時間等について防災行政無線等を用いて，きめ細かく住民に広報する。 (4) 医療機関，社会福祉施設については，別に応急給水班を編成するなどして，迅速・的確な対応を図る。 (5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため，NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。 (6) 被災地における応急給水の目標水量は，被災直後は生命維持のため，1人1日3ℓ以上とする。但し，被災状況や復旧状況により適宜増加する。 (7) 激甚災害等のため，市だけで応急給水が実施困難の場合には，近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。
県 (くらし保健福祉部)	(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し，厚生労働省等に報告する。 (2) 被災市町村から応援要請があった場合，応急給水に必要な資機材，人員等の情報を集約し，被災のない県内市町村へ，また，必要に応じて九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行う。

第2 応急給水の方法

[実施責任：水道課]

1 応急給水の方法

給水方法	内 容
浄水場，給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は，仮設給水栓を設置し，応急給水に利用する。
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として市が実施するが，資機材や要員等が不足する場合は，県に対し応援要請を行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には，近隣のミネラルウォーター製造業者等に協力依頼を行う。

2 飲料水補給源

飲料水補給源は次のとおりである。

上水道

(令和3年3月末現在)

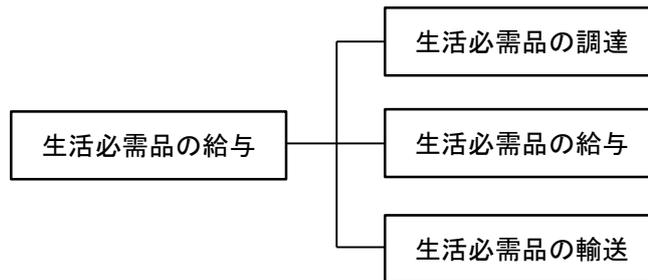
	給水計画 人口(人)	現在給水 人口(人)	1日最大取水量 (立/日)	1日平均配水量 (立/日)	摘要
指宿市	48,600	39,147	24,759	18,122	池田湖 地下水 鰻池 京田湧水
上水道普及率		99.80%			

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，市民課，地域振興課，危機管理課〕

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

(1) 市の備蓄、整備

救助用物資の衣料及び生活必需品等は、備蓄・調達目標に基づき態勢を整備し、また、家庭内における衣料及び生活必需品の備蓄の推進を図る。

なお、必要に応じて市内小売業者から求め、又救護薬品等にあつては、健康福祉対策部と連絡をとって充てる。

ア 備蓄・調達目標

人口の5%相当

イ 災害時の主な生活必需品

次の品目について、備蓄・調達態勢を整えるものとする。

大 品 目	小 品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット，毛布及び布団等
外 衣	洋服，作業着，子供服等〔布地は給与しない。（以下同じ。）〕
肌 着	シャツ，パンツ等
身の回り品	タオル，手拭い，靴下，サンダル，傘等
炊事道具	なべ，炊飯器，包丁，ガス器具等
食 器	茶碗，さら，はし等
日 用 品	石鹸，ちり紙，歯ブラシ，歯磨粉等
光熱材料	マッチ，ローソク，プロパンガス等

(2) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松 6 2 5 2

鹿児島県防災研修センター

イ 備蓄内容

【災害救助法による物資】

令和2年4月1日現在

品名	アルファ米	保存水 (500ml)	毛布	タオル	大人用紙 オムツ	ブルーシート
数量	23,994 食	19,648 本	1,584 枚	5,800 枚	1,490 枚	100 枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部及び県下 36 の常備地区

イ 備蓄内容

【日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄内容】

令和4年3月31日現在

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,733 枚	578 個	2,266 個	1,096 枚
常備地区	1,943 枚	930 個	1,263 個	1,125 枚
計	3,676 枚	1,508 個	3,529 個	2,221 枚

第2 生活必需品の給与

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，健幸・協働のまちづくり課，地域福祉課，長寿支援課，市民福祉課〕

1 市、県及び関係機関等による生活必需品の給与

市、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機関名	内容
市	<p>(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況</p> <p>イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況</p>

	<p>(2) 被服, 寝具, その他生活必需品物資を, 備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。</p> <p>(3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り, 自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり, 被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。</p> <p>(4) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には, 県, 隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。</p>
県 (くらし保健福祉部)	市のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は, 必要とする品目, 所要給水量, 運搬ルート等の情報を集約し, 関係機関等(内閣府, 他都道府県, 自衛隊等)への応援要請等必要な措置を講ずる。
日本赤十字社 鹿児島県支部	県, 市と調整の上, 備蓄物資を避難所等へ配分するが, 災害救助法が適用されない災害においても, 独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。
陸上自衛隊	知事の要請に基づきその保管し, 管理する次の救助物資を緊急事態の場合, 被災者に貸与し, 県や市による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。・寝具(毛布)・外衣(作業服上下)
その他の防災機関	当該機関が管理し, 保管する救助物資を積極的に放出して市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は, 第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は, 以下のとおりである。

物資等の供給

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増す ごとに加算 する額
全焼・全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

4 義援物資

(1) 市に送付されてきた義援物資類の保管は, 健康福祉対策部において適宜保管場所(倉庫)を定めて保管し, 金品については, 会計課において保管する。

(2) 物資・金品等の配分については, 災害の程度, 義援物資の数量等により, その都度配分計画をたて配分する。

物資類保管予定場所は, 次のとおりとする。

地 区	保 管 場 所	責 任 者	備 考
指宿庁舎	北側別館・老人福祉センター	物資供給班	
山川庁舎	山川文化ホール	総務班(支所対策部)	
開聞庁舎	開聞老人福祉センター	〃	

第3 生活必需品の輸送

〔実施責任：市民課，地域振興課，危機管理課〕

1 市及び県による輸送

- (1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は市長が行う。
- (2) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めるときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、市長は知事に要請し、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達などについては、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

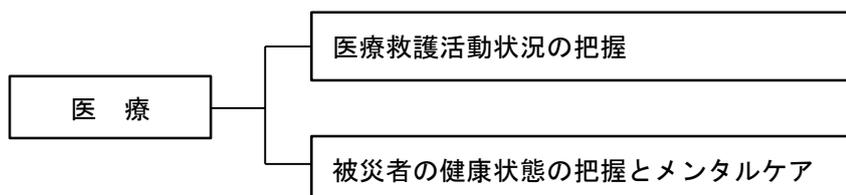
4 集積地の指定及び管理

- (1) 市は、あらかじめ定めた生活必需品の市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めるときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。



第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：国保介護課，健康増進課，指宿医師会，指宿市歯科医師会，指宿市薬剤師会〕

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

市は、次の情報を県（くらし保健福祉部）及び指宿保健所に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関，薬局の状況
- (3) 電気，水道の被害状況，復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

市（健康福祉部）は、以下の情報を集約の上、広報統計班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせる。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況，稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品，人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

[実施責任：長寿支援課，地域福祉課，健康増進課，健幸・協働のまちづくり推進室，
日本赤十字社鹿児島県支部，指宿医師会，指宿市歯科医師会，指宿市薬剤師会]

1 被災者の健康状態の把握

市及び県（くらし保健福祉部）は，被災地，特に避難所において生活環境の激変に対し，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所への救護所等の設置やD P A T派遣等により心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者，障害者，子ども等要配慮者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは，しばしば心身の健康に障害を生じさせることから，D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し，被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

ア 市保健センター及び保健所等を拠点に精神相談室を設けるとともに，巡回精神相談班を編成して，被災者に対する相談体制を確立する。

イ 県は精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神科病院の入院患者については，関係機関と連携を取り，被災を免れた地域の精神科病院に転院させる。

イ 通院患者は，主治医との関係が重要であることから，仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。

また，服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに，巡回精神相談班によって診療にあたる。

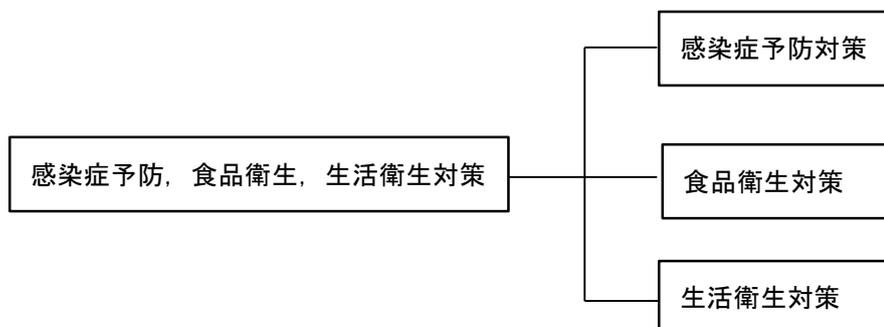
ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし，患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。

- (3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ必要に応じ，近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに，精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策

災害時には，建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生に関し，適切な処置を行う。



第1 感染症予防対策

〔実施責任：環境政策課，健康増進課〕

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の県，市町村の組織体制

災害による感染症予防のための県（保健所）及び市における各種作業実施の組織編成は，次のとおりとする。

（1）県の疫学調査班の編成

県（保健所）は，疫学調査のため疫学調査班を編成する。

医師	保健師又は看	臨床検査技師	事務連絡員	計	班数
1名	1名	1名	1名	4名	13班

（2）市の感染症予防班の編成

市は，感染症予防作業のために環境・生活衛生班の中に感染症予防班を編成する。

感染症予防班は，市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

【班の編成】

班長	班員	器具類	備考
1名	2名	噴霧器・散布器等	

3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

(1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、市が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行わせる。

特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。

(2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、市における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症法第 27 条第 2 項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注)この場合地域を指定するが、県が市又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

- ・ 市又はその一部の地域の被害率が 10%を越える場合
- ・ 市又はその一部の地域の被害率が 5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
- ・ 市又はその一部の地域の被害率が 5%未満で市役所等を含む中心集落が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
- ・ 相当の震災、火災のあった場合

【被害率】

全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の 5 分の 1 を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

ウ 感染症法第 29 条第 2 項による物件の措置に関する指示

エ 感染症法第 31 条第 2 項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
疫学検査	<p>ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。</p> <p>ウ 滞水地域においては通常週 1 回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。</p> <p>エ 市、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。</p>
健康診断	<p>疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症法第 17 条第 1 項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。）</p>
臨時予防接種	<p>知事は感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第 6 条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市長に行うように指示するものとする。</p>

感染症予防業務	内 容
予防教育及び広報活動	災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
感染症予防用資器材等の調達あつせん	市長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あつせんを行う。

5 市における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
消 毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第 14 条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
ねずみ族、 昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第 15 条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対応をとる。
生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理 カ 新型インフルエンザ等の感染者用避難施設の設置
予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育をするとともに、広報活動を強力に実施する。

第2 食品衛生対策

[実施責任：健康増進課]

1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係業者及び一般消費者等に対し、食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、供給される食品等の安全性の確保を図る。 (3) 一般家庭については、市と連携・協力し、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ 調理従事者の健康管理
- エ 食品の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

(2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

- ア 営業施設の巡回指導
 - (ア) 営業所及びその周辺の清掃、整理整頓
 - (イ) 容器、器具類の洗浄、消毒
 - (ウ) 使用器具、機械の点検
 - (エ) 食品並びに原材料の取り扱い
 - (オ) 使用水の殺菌、消毒
- イ その他
 - 営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の指導、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

(4) 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

【指導事項】

- | | |
|---|-----------|
| ア | 手洗いの励行 |
| イ | 食器類の消毒使用 |
| ウ | 食品の衛生保持 |
| エ | 台所、冷蔵庫の清潔 |

第3 生活衛生対策

[実施責任：環境政策課]

1 生活衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 生活衛生関係業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消費者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、生活衛生上の危害の発生防止について、啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

【重点監視指導事項】

- | | |
|---|----------------|
| ア | 滞水期間の営業の自粛 |
| イ | 浸水を受けた施設の清掃、消毒 |
| ウ | 使用水の衛生管理 |

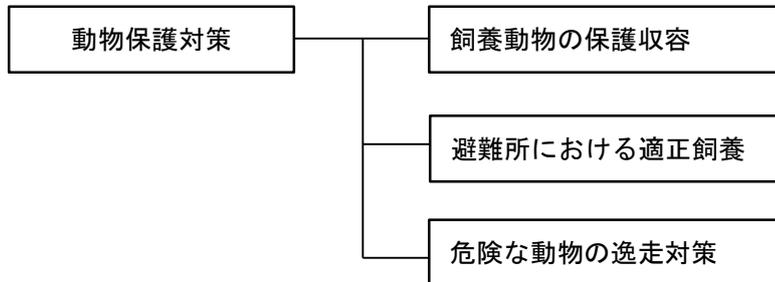
(2) 業者団体等の活用

災害の規模により、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第7節 動物保護対策

〔実施責任者：環境政策課，指宿警察署〕

被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

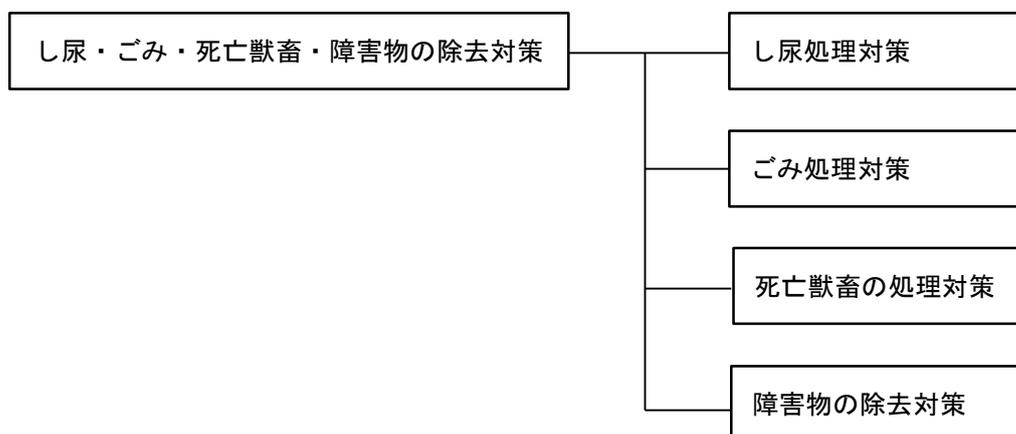
危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

〔実施責任：環境政策課・建築課〕

1 し尿処理の方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。また、その他の処理は市内のくみ取り業者をもって行う。

なお、し尿の処理方法は以下のとおりとする。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

市は災害が発生した場合、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施する対策

市は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画を踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

〔実施責任：環境政策課〕

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市長は、現有の人員、市委託業者等を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

- (2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。
- また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、市で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。
- (3) 市長は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、市のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施する対策

市は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

3 ごみ処理の施設等の設置状況

【ごみ処理施設（焼却施設）】

平成31年4月1日現在

設置主体名	規模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造	工事年度		施設所在地	施行業者	ばいじん 処理方法	灰 溶 融
			燃焼方式	着工	竣工				
指宿広域 市町村圏 組合	54.00	2	准連 ス ト ー カ ー (可動)	27	28	指 宿 市 十 町 4692-1	協和エクシ オ・五洋建 設JV	バグフィル タ	無

【し尿処理施設】

平成31年4月1日現在

設置主体名	規模 (kl/日)	処理方法	工事年度		施設所在地	施行業者	高度処理	備考
			着工	竣工				
指宿広域市町 村圏組合	134	膜分離・高負 荷・脱窒	21	23	指 宿 市 開 聞 仙 田 711-4	三井造船環 境エンジニア リング	活性炭吸 着	

【ごみ収集・運搬器材】

平成 31 年 3 月

ごみ											
委託				許可				合計			
収集車		運搬車 (収集運搬部門)		収集車		運搬車 (収集運搬部門)		収集車		運搬車 (収集運搬部門)	
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
10	23	0	0	115	297	0	0	125	320	0	0

【し尿収集・運搬器材】

平成 31 年 3 月

し尿																	
委託						許可						合計					
収集車				運搬車		収集車				運搬車		収集車				運搬車	
バキューム車		その他				バキューム車		その他				バキューム車		その他			
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
0	0	0	0	0	0	33	139	0	0	0	0	33	139	0	0	0	0

第 3 死亡獣畜の処理対策

〔実施責任：環境政策課，農産技術課〕

1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は，原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが，やむを得ない場合は，指宿保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは，死亡獣畜が露出しないようにし，かつ，汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において，地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは 1メートル以上とし，かつ，地表面 30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には，消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には，その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は，埋却後 1 年間は発掘しないこと。ただし，知事の許可を受けた場合は，この限りでない。

第4 障害物の除去対策

〔実施責任：環境政策課，土木課，関係機関〕

1 障害物除去の実施者

障害物のうち，住家及びその周辺に流入した障害物の除去について，自己の資力では除去できない場合は，市長が行い，公共その他の場所に流入した障害物の除去は，それぞれ管理者が行うものとする。

なお，場合によっては危機管理課を経由して指宿市消防団に依頼する。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川，鉱山の付近・がけ下等）においては，かねてから，付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか，随時災害発生場所の状況により，障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

なお，土石・竹木等の障害物は可能な限り現地処理するものとする。

3 障害物の集積場所の選定

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに，不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう，かねてから十分協議しておく。

4 障害物の保管場所並びに期間，及び帰属

- (1) 物件の保管場所は，本庁及び各支所とする。
- (2) 物件を保管したときは，保管を始めた日から14日間その物件を公示する。
- (3) 保管した工作物等又は売却した代金は，公示の日から起算して6ヶ月を経過しても返還する相手が不明等で返還できないときは，その工作物等又は売却した代金等は市に帰属するものとする。

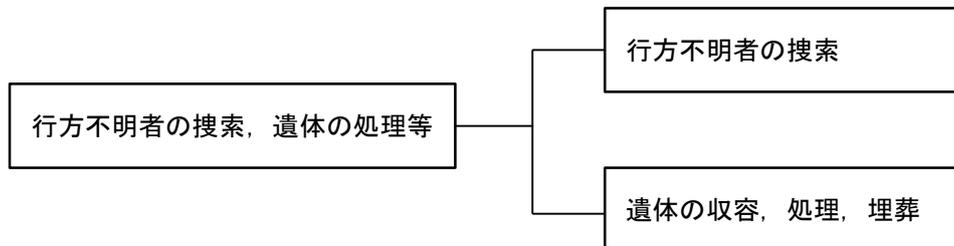
5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第9節 行方不明者の搜索，遺体の処理等

災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの搜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ確かな行方不明者の搜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の搜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部，指宿警察署，指宿南九州消防組合，危機管理課，関係機関〕

1 関係機関への通報

市長は，災害により行方不明者が発生したことを知ったときは，直ちに，指宿警察署（派出所・駐在所を含む。）に通報するものとする。この場合，行方不明者の搜索が海上に及ぶときは，第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む。）に通報し，搜索を依頼するものとする。

なお，通報に際しては，次の事項を併せて通報するものとする。

- (1) 行方不明者の人員数
- (2) 性別及び特徴
- (3) 行方不明になっているものと思われる地域
- (4) 行方不明となった年月日，時刻等
- (5) その他行方不明の状況

2 行方不明者の搜索隊の編成

(1) 市搜索隊の編成

指宿警察署とともに行方不明者の搜索を行うため，市搜索隊を編成する。

市搜索隊の編成に際しては，消防機関及び住民防災組織の活用を図り，概ね次のとおり編成する。

なお，災害時の行方不明者の搜索が海上に及ぶ場合は，第十管区海上保安本部の巡視艇等により搜索を行う。

ア 第1種搜索隊（搜索範囲が狭小で搜索が容易なとき。）

各消防分団，必要な各協力部，地区協力者により編成

イ 第2種搜索隊（搜索範囲がやや広大で搜索が困難とされるとき。）

隣接の消防分団，各協力部，地区協力者により編成

- ウ 第3種捜索隊（捜索範囲広大で捜索が困難であるとき。）
市消防機関全員，各協力部，市内各地区協力者により編成

3 捜索の実施方法等

(1) 捜索の方法

捜索範囲等	捜 索 の 方 法
捜索の範囲が 広い場合	ア 捜索範囲をよく検討し，これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では，合理的，経験的に行方不明者の所在の重点を定め，重点的に行う。
捜査範囲が 比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域，場所，建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形，建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから捜査対象の所在を認定し，災害により，それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め，効果的な捜索に努める。
捜査場所が 河川，湖沼の場合	ア 平素の水流，湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的，経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか，移動経路をよく検討し，捜索を行う。

(2) 広報活動

捜索をより効果的に行うため，捜索地域内はもちろん，広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

捜索に使用する車両，船艇その他の装備資材は，有効適切な活用に努めるとともに，市及び指宿警察署で所有する車両，船艇等が不足するときは，関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市は，行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合，次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿
- ウ 被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿
- エ 被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

4 行方不明者発見後の処理

区 分	負傷者等	遺 体
第十管 区海上 保安本 部	市長に引渡 す	刑事訴訟法，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律，海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより，死体調査及び検視を行い，明らかに災害による死亡と認められるときは，その後，遺族等の引取人又は市長に引渡す。
指宿警 察署	医療機関に 収容する	刑事訴訟法，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律，検視規則，死体取扱規則等の定めるところにより，死体調査及び検視を行い，その後，遺族等の引取人又は市長に引渡す。

区分	負傷者等	遺 体
市	医療機関に 収容する	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容場所に収容する。

捜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

〔実施責任：第十管区海上保安本部，指宿警察署，地域福祉課，環境政策課〕

1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視(以下「検視等」という。)の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難な場合である場合は、検視等の遺体処理を行う場所(以下「検視場所」という。)及び遺体収容場所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 市捜索隊が自ら遺体を発見した遺体も警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容場所へ収容する。

(2) 遺体の収容

- ア 市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容場所をあらかじめ選定する。
- イ 検視場所及び遺体収容場所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
 - 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - 遺体の数に相応する施設である。
 - 駐車場があり、長時間使用できる。

【検視場所】※収容場所も兼ねる

施設名	所在地
指宿市民会館	指宿市東方 12000
旧山川小学校体育館	指宿市山川福元 558-1
開間武道館	指宿市開間十町 2764

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容場所に収容する。

【遺体収容場所】

地区名	収容先	連絡先	所在地
湊・潟口	大願寺	22-3458	湊中
尾掛	尾掛公民館		尾掛
宮ヶ浜	信楽寺	25-2305	宮ヶ浜
岩本	光泉寺	25-2515	岩本中
瀬崎	瀬崎公民館		瀬崎
中浜	中浜公民館		中浜
町区	正龍寺	34-0326	町区
福元	照光寺	34-0286	新生町
岡児ヶ水	西勝寺	35-0024	岡児ヶ水
大山	大仙寺	34-0015	大山
開間十町	老人福祉センター	32-4295	西開間
開間十町	開間寺	32-2210	中組
開間川尻	大円寺	32-3234	川尻上
開間川尻	浄念寺	32-2141	川尻蛭子

(3) 遺体の処理

ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3部第2章第10節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、市医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容場所に一時保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死傷者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の必要が生じた場合は、県の「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

カ 市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについては、市が埋葬を行うものとする。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 市の火葬場、処理能力等

火葬場名称	所在地	1日の処理能力		使用燃料	摘 要
		通常	24時間		
指宿火葬場	十二町小田	12体	36体	灯油	3炉
山川火葬場	福元見上迫	8体	24体	重油	2炉

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

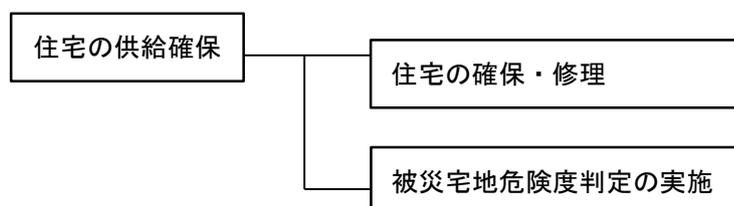
3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第10節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を收容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

〔実施責任：建築課，地域福祉課〕

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 市長は、災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を收容する応急仮設住宅の供給を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事がこれを行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市長は次の方法について十分説明又は検討し、被災者ができるだけ自力で住宅を確保するように適切な指導を行う。

(ア) 住宅の確保

A 自力確保

- a 自費建設（被災者が自費で建設する）
- b 既存建物の改造（被災を免れた非住宅を自費で改造，模様替えして住居にする。）
- c 借用（一般民間の住宅（親戚等を含む），アパート等を借りる。）

(イ) 住宅の応急修理

- A 自費修理（被災者が自費で修理する。）
- B 住宅金融公庫資金融資（災害普及住宅建設補修資金）

ウ 市で処理不可能な場合は、近隣市町村，県，国その他の関係機関の応援を得て実施する

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

(イ) 木造応急仮設住宅

- ① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。
- ② 建設については、地元建築関係団体等の協力を得て行う。
- ③ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

(ウ) 建設予定日

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

ウ 建設場所

市は、災害の規模及び種別等に応じ、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。また、災害の規模及び種別に応じて、県と協議し適切な空き地に建設する。

(3) 民間賃貸住宅の供給

市は、宅地建物取引業者等の情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として、市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及

び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 市長は、災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理を実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは、知事がこれを行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 処理の実施

地元建築関連団体等を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

イ 資材の調達等

(ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

市は、災害発生時において、市営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求める。

災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災住宅地危険度判定の実施

〔実施責任：建築課〕

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

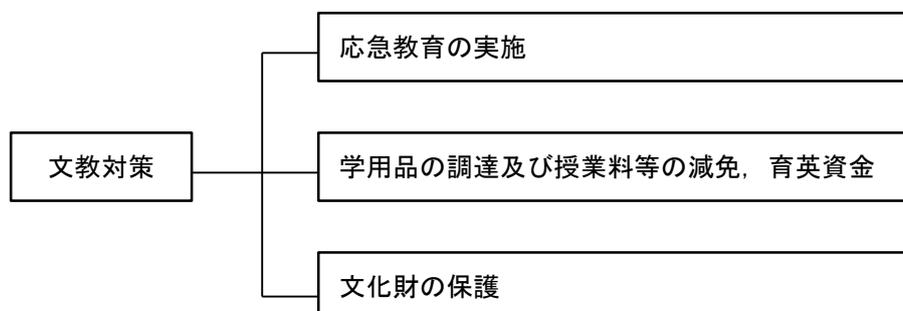
なお、被災状況に応じ、国、県、他市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

〔実施責任：教育委員会〕

1 文教対策の実施者

応 急 教 育 の 対 象	実 施 者
市立の学校	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会
災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長

2 休校措置

- (1) 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
- (2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を市防災行政無線その他の方法により児童生徒等及びその保護者に周知させるものとする。
- (3) 休校措置が登校後に決定し、児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、地区担当学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。
- (4) 地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童生徒等を下校させず学校で保護する。

3 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合
特別教室，屋内体育施設，講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合
公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は，応急仮校舎の建設を検討する。

4 教職員の確保

- (1) 学校内操作
欠員が少数の場合には，学校内において操作する。
- (2) 学校外操作
学校内で操作できないときは，市教育委員会の意見を聞き，県教育委員会において教職員の確保の検討を依頼する。
- (3) 市の地域外操作
市で操作できないときは，県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は，教職員の緊急募集等の方法を検討する。

5 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ，施設の確保，教材，学用品等の調達及び教職員の確保により，できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業，分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施に当たっては，次の点に留意して行う。
 - ア 教科書，学用品等の損失状況を考慮し，児童生徒の負担にならないように留意する。
 - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは，授業の方法，児童生徒の健康等に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ，通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは，児童生徒に対し，自習，勉学の内容・方法等を周知徹底する。

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合，できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は，応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

7 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合，学校長等は避難所の開設等に協力し，次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては，児童生徒等の安全確保を最優先とした上で，学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市教育委員会及び県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

- ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- イ 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

〔実施責任：地域福祉課，教育委員会〕

1 教材，学用品等の調達，給与

- (1) 教科書については，市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具，通学用品等については，市教育委員会又は県教育委員会において，それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするとの通知を受け，市長が行う。

2 高等学校等の授業料等の減免，育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県立高等学校にあつては県教育委員会，市立高等学校にあつては，当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第3 文化財の保護

〔実施責任：生涯学習課〕

1 所有者，管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財については市教育委員会へ、県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

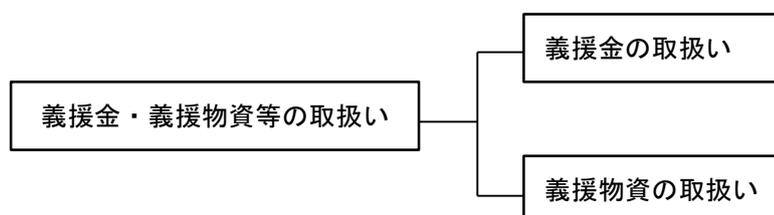
3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金の取扱い

〔実施責任者：日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会，会計課〕

1 義援金の募集・受入れ

市は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会，県共同募金等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法，送り先，募集期間等を定め，報道機関等を通じて国民に周知する。

2 義援金の管理

市に送付された被災者に対する義援金は，会計班で受け付け，記録したのち厳重な管理をする。

3 義援金の配分

会計班で受領した義援金は，関係する本部員で構成する配分委員会を設け，配分の対象，基準，方法，時期並びに必要な事項について決定し，公平かつ円滑に配分を行う。

第2 義援物資の取扱い

〔実施責任者：日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会，地域福祉課，長寿支援課〕

1 義援物資の募集，受入れ

義援物資の募集，受入れについては，県及び関係機関等の協力を得ながら，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し，募集する義援物資のリスト，送り先，募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに，現地の需給状況を勘案し，募集する義援物資のリストを逐次改定するように努める。

2 義援物資の保管

市に送付された義援物資は、避難所収容班で受け付け、記録したのち保管する。

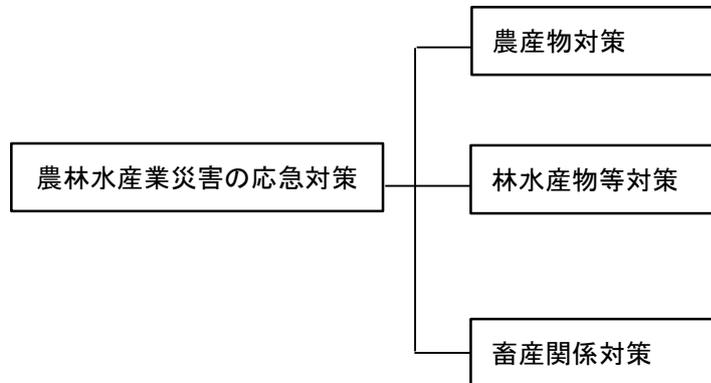
3 義援物資の配分

避難所収容班で受領した義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、配分の対象、基準、方法、時期並びに必要な事項について決定し、公平かつ円滑に配分を行う。

第13節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 農産物対策

〔実施責任：農産技術課〕

1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

2 気象災害対策

気象災害対策については、県及び関係機関との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	対象災害
(1) 水稻	風害, 水害, 干害, 寒害
(2) 大豆	風害, 水害, 干害
(3) そば	風害, 水害
(4) 甘しょ	風害, 水害, 干害, 寒害, 霜害, 潮風害
(5) たばこ	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 霜害
(6) さとうきび	風害, 干害, 潮風害
(7) 野菜	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(8) 果樹	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(9) 花き・花木	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(10) 茶	干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(11) 飼料作物	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害,

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部・JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているため、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

市及び関係団体等の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

〔実施責任：商工水産課，耕地林務課〕

1 応急措置，事後措置の指導

県及び市は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、魚家等に対して応急措置，事後措置の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害，降灰害
(2) 造林木	干害，風害，潮害
(3) たけのこ専用林	風害，水害，干害
(4) しいたけ	干害，降灰害

(2) 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 畜産関係対策

〔実施責任：農産技術課〕

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

(1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	ア 被害状況の調査に関する事。 イ 家畜衛生車の配車に関する事。 ウ リ災家畜の衛生管理に関する事。
	防疫課 (防疫課長)	ア 防疫業務に関する事。 イ 家畜防疫員に関する事。 ウ 防疫器具薬品の調達に関する事。

(2) 家畜防疫員の配置

災害発生時の応急対策に、家畜防疫員を下記のとおり配置する。

地 区	家畜保健衛生所名	衛生所 職員数	市町村団体委嘱	県出先機関※
			第 1 次	第 2 次
南 薩	南薩家畜保健衛生所	9		19

※県出先機関：農政部及びくらし保健福祉部出先機関の家畜防疫員数

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所、指宿市農林技術協会

(2) 実施の方法

県は災害時に家畜防疫車を派遣し、不足する場合は、県家畜畜産物衛生指導協会の動力噴霧器を使用し、市本部はこれに協力する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

南薩家畜保健衛生所の備蓄分を利用し、不足する場合は県畜産課の交付を受ける。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- ・ 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- ・ 鹿児島県酪農業協同組合
- ・ 薩州開拓農業協同組合

4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

予防液医薬品保管施設	南薩家畜保健衛生所
------------	-----------

5 家畜管理の指導

指宿市農林技術協会において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、地域振興局・支庁農林水産部から職員の派遣を依頼し指導にあたる。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、船舶等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るための応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。



第1 広報活動

〔実施責任：市長公室、危機管理課〕

1 市の広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、一般情報や電力業者からの電力施設等の被害状況及び復旧状況等の情報を迅速、的確に把握・収集するとともに、防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

市は電気事業者等に対し、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行うよう依頼する。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、ガス施設の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等により、供給停止やガス漏れ等による避難が予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

また、市は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者の実施する災害応急対策について協力する。



第1 広報活動

[実施責任：市長公室、危機管理課]

1 市の広報活動

市は、ガス事業者と協力しガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、一般情報やガス業者からの電力施設等の被害状況及び復旧状況等の情報を迅速、的確に把握・収集するとともに、防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 ガス施設被害状況等の広報活動

市はガス事業者等に対し、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、社会不安の除去のため、ガス施設被害状況についての広報を行うとともに、二次災害を未然に防止するため広報活動を行うよう依頼する。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：水道課〕

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、市指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：水道課〕

1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、市指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、市指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置を検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生の恐れを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、市は西日本電信電話株式会社による電気通信施設の防護、復旧対策に協力するとともに、早急に通信を確保に努める。

電気通信施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：西日本電信電話株式会社、関係機関〕

市は、西日本電信電話株式会社が行う、次の対策に協力する。

1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るためには、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時には、通信の疎通が著しく困難となることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

2 特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難所等を中心に、無料特設公衆電話を設置する。

3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

4 公衆電話の停電対策

停電時においても、街頭公衆電話等が使用不可とならないよう対策を講ずる。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：商工水産課，耕地林務課，土木課，関係機関〕

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

実施機関	応急措置
県・市	道路・架橋の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市及び県等はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。 また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、災害対策本部を設置して、社員等の出勤体制を確保し直ちに災害応急活動を行うものとする。 また、災害発生後、必要に応じて、警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路観のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応急復旧対策
県・市	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。 また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。 また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わ

	<p>って自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</p> <p>さらに、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市から要請があり、かつ当該県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県又は市の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>
--	--

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

また、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実地に高度な技術力又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を知事に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、知事に対する支援を行う。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。